

原子力安全調査委員会設置法案要綱

第一 総則（第一条及び第二条関係）

原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省に原子力安全調査委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。

第二 所掌事務及び組織等（第三条から第十四条まで関係）

一 委員会の所掌事務を次に掲げるもの等とすること。

1 原子力の安全の確保に関する規制その他の施策又は措置に関し、原子力基本法第二条の基本方針を踏まえ、その実施状況に関する調査を行うこと。

2 1の調査の結果に基づき、原子力の安全の確保を確実なものとするため必要があると認めるときは、講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官に対し勧告し、又は関係行政機関の長に意見を述べること。

3 原子力事故等の原因及び原子力事故等により発生した被害の原因を究明するための調査（以下「原子力事故等調査」という。）を行うこと。

4 原子力事故等調査の結果に基づき、原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官又は関係行政機関の長に対し勧告すること。

5 原子力事故等の防止及び原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置その他原子力の安全の確保を確実なものとするため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官又は関係行政機関の長に意見を述べること。

二 委員会は委員五人をもって組織し、委員は両議院の同意を得て環境大臣が任命するものとする。

三 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるものとする。

四 その他委員会の委員の任期及び服務、委員長、会議等について定めること。

第三 原子力事故等調査（第十五条から第二十一条まで関係）

一 委員会が原子力事故等調査を行うために必要な処分について定めること。

二 委員会は、原子力事故等調査を終えたときは、当該原子力事故等に関する報告書を作成し、これを環境大臣に提出するとともに、公表しなければならないものとする。

三 委員会は、原子力事故等調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、原子力事故等の防止又は原子力事故等が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について環境大臣若しくは原子力規制庁長官又は関係行政機関の長に勧告することができるものとする。

四 その他原子力事故等調査のための規定を整備すること。

第四 雑則（第二十二條から第二十七條まで関係）

一 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、環境大臣若しくは原子力規制庁長官、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。

二 罰則について定めること。

第五 施行期日等（附則関係）

一 この法律の施行期日について定めること。

二 最初の委員の任命について定めること。

三 この法律の施行に伴う経過措置について定めること。